

# 仕 様 書

## 1 業 務 名

「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修」企画運営等業務

## 2 業務の目的

児童相談所及び市町村の専門性強化を図ることを目的に、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられたことから、児童相談所に配属されている児童福祉司や各区要保護児童対策地域協議会に置かれた調整担当者（以下「要対協調整担当者」という。）等、児童福祉の支援に携わる者が日常業務において効果的、かつ適切に援助を行うことができるよう、児童福祉に関する専門的知識や技術等を習得し、資質向上を図ることを目的とする。

なお、当該業務は、別紙（平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（直近改正：令和 2 年 3 月 31 日子発 0331 第 5 号）（以下「国通知」という。）及び平成 17 年 2 月 25 日付厚生労働省告示第 42 号「児童福祉法施行規則第 6 条第 7 号の厚生労働大臣が定める講習会」（以下「指定講習会」という。)) の趣旨を踏まえて業務を履行すること。

## 3 研修の概要

### (1) 児童福祉司任用前講習会・指定講習会

#### ア 対象

- ① 児童相談所に新たに配属され、児童福祉司に任用予定の者。
- ② 保健師、保育士、児童指導員等であって、児童福祉司に任用予定の者。
- ③ その他、講習会を受講することが適当と判断される者。

#### イ 内容

##### ① 児童福祉司任用前講習会

児童福祉司の専門性の向上を図るため、国通知（新旧対照表中別紙 1－2）のとおりとする。

なお、具体的なカリキュラム及びコマ割りについては、国通知を参考に委託者と協議しながら立案すること。

##### ② 指定講習会

保健師等の基礎資格を有する者が、児童福祉司として業務を遂行していくために必要な知識、技能を習得するため、平成 17 年 2 月 25 日付厚生労働省告示第 42 号に定める要件を満たす内容とする。

なお、具体的な内容については、児童福祉司任用前講習会に含めて実施することとし、委託者と協議しながら立案すること。

なお、当該講習会単独での講義や演習は原則として設定せず、①の講習会で行われる講義や演習と合同で行う（①における講義・演習名を適宜読み替える）。

#### ウ 日程

令和4年5月16日（月）から始まる1か月のうち、平日の10日間程度（半日単位で10～11回程度。90分×20コマ程度の講習）。

なお、研修等の効果に支障が生じないよう日程を設定すること。

エ 時間数及び実施方法

講義（座学）を中心とし、演習（グループワーク）と一体的に実施すること。

演習については、研修等の効果に支障が生じないよう、少人数のグループで実施するなど工夫すること。また、具体的な実施時間等は委託者と協議して決定すること。

オ 定員

35名程度

カ 会場

上記オの定員が受講可能（(4)に該当する場合には55名程度）で、かつ上記ウで設定する期間の受講が可能である条件を満たす市内の会場を手配すること。なお、札幌市児童相談所の所在地や地下鉄駅付近など交通の便にも配慮し委託者と協議しながら手配すること。

会場及び講習会の運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じること（定員の2倍程度の広さの会場とし、消毒液の準備や机やマイク等会場の消毒を適宜行う等）。

## (2) 要対協調整担当者研修会

ア 対象

① 各区保健福祉部健康・子ども課家庭児童相談担当係の職員のうち、当該研修を修了していない者。

② その他、研修会を受講することが適当と判断される者。

イ 内容

要対協調整担当者の専門性の向上を図るため、国通知（新旧対照表中別紙4-2）のとおりとする。

なお、具体的なカリキュラム及びコマ割りにについては、国通知を参考に委託者と協議しながら立案すること。

ウ 日程

令和4年5月16日（月）から始まる6か月のうち、平日の10日間程度（半日単位で10～11回程度。90分×19コマ程度の研修）。

これに加え、札幌市が独自に設定する研修として、北海道外から講師を招へいし連続2日間の研修（在宅支援アセスメントシートの活用等に係る演習を伴う研修）を1回（半日程度の研修を2日間で2回）行う予定。

なお、研修等の効果に支障が生じないよう日程を設定すること。

エ 時間数及び実施方法

講義（座学）を中心とし、演習（グループワーク）と一体的に実施すること。

演習については、研修等の効果に支障が生じないよう、少人数のグループで実施するなど工夫すること。また、具体的な実施時間等は委託者と協議して決定す

ること。

オ 定員

20名程度（ウのうち、札幌市が独自に設定する研修の定員は40名（1回につき20名）程度）

カ 会場

上記オの定員が受講可能（(4)に該当する場合には55名程度）で、かつ上記ウで設定する期間の受講が可能である条件を満たす市内の会場を手配すること。なお、札幌市児童相談所の所在地や地下鉄駅付近など交通の便にも配慮し委託者と協議しながら手配すること。

会場及び研修会の運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じること（定員の2倍程度の広さの会場とし、消毒液の準備や机やマイク等会場の消毒を適宜行う等）。

### (3) 児童福祉司任用後研修会

ア 対象

- ① 児童相談所に配属され、児童福祉司に任用されている者。
- ② その他、研修会を受講することが適当と判断される者。

イ 内容

児童福祉司の専門性の向上を図るため、国通知（新旧対照表中別紙2-2）のとおりとする。

なお、具体的なカリキュラム及びコマ割りについては、国通知を参考に委託者と協議しながら立案すること。

ウ 日程

令和4年7月1日（金）から始まる6か月のうち、平日の10日間程度（半日単位で10～11回程度。90分×20コマ程度の研修）。

これに加え、札幌市が独自に設定する研修として、北海道外から講師を招へいし1日間の研修（サインズ・オブ・セイフティアプローチの基本的理解と家族支援係る演習を伴う研修）を2回（連続した日程とはならない見込。）行う予定。

なお、研修等の効果に支障が生じないよう日程を設定すること。

エ 時間数及び実施方法

演習（グループワーク）を中心とし、講義（座学）と一体的に実施すること。

演習については、研修等の効果に支障が生じないよう、少人数のグループで実施するなど工夫すること。また、具体的な実施時間等は委託者と協議して決定すること。

オ 定員

35名程度（ウのうち、札幌市が独自に設定する研修の定員は40名（1回につき20名）程度）

カ 会場

上記オの定員が受講可能（(4)に該当する場合には55名程度）で、かつ上記ウで

設定する期間の受講が可能である条件を満たす市内の会場を手配すること。なお、札幌市児童相談所の所在地や地下鉄駅付近など交通の便にも配慮し委託者と協議しながら手配すること。

会場及び研修会の運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じること（定員の2倍程度の広さの会場とし、消毒液の準備や机やマイク等会場の消毒を適宜行う等）。

#### (4) その他

(1)から(3)までの講習会及び研修会のうち、研修内容や研修効果を考慮し、一部を合同で行うことを予定している。

具体的には、(1)と(2)について90分×3～4コマ程度、(2)と(3)について90分×3～4コマ程度を合同で行うこととし、(1)から(3)までの開催数の合計は、90分×51～53コマ程度となる予定であり、これに札幌市が独自に設定する研修が加わる。

### **4 業務履行期間**

契約締結の日から令和5年1月31日（火）まで

### **5 業務内容**

#### (1) 研修の企画及び実施

本業務の目的を踏まえ、研修で取り上げる項目や研修の進め方など具体的な実施内容を企画することとし、企画にあたっては委託者及び受託者の双方で協議の上で、実施内容を決定すること。

#### (2) 研修カリキュラムの立案

研修カリキュラムの立案にあたっては、国通知等を参考に、委託者及び受託者の双方で協議の上で、実施内容を決定することとする。

#### (3) 研修資料の作成

研修に必要な資料等は、受託者が講師と調整して準備すること。受講者に配布する研修資料等の印刷は受託者が行い、その費用は本業務の契約に含むものとし、委託者からは別途支給しない。

#### (4) 講師の選定及び手配

講師は各研修等の科目を教授するのに適当な者を受託者が選定した上で、委託者と協議して手配すること。なお、講師に対する謝礼金、交通費や宿泊費などを含む一切の費用は、本業務の契約に含むものとし、委託者からは別途支給しない。

また、講師は原則外部の者とするが、札幌市児童相談所等の職員が講師を担う場合については、謝礼金等は支払わないものとする。

#### (5) 研修に必要な機材の用意

研修で使用するパソコン及びプロジェクター等は原則受託者が用意すること。

なお、使用機材については事前に委託者と確認し、委託者で保有する機材が使用可能な場合は使用を可能とする。

#### (6) 会場の設営

会場の設営、準備等は受託者が行うこと。

#### (7) 研修当日の進行

研修当日の進行は受託者が行うこと。研修当日、児童相談所職員が講義を聴講することがあるが、進行補助は行わない。

なお、修了者に対する修了証の作成及び交付については、委託者が行うものとし、研修最終日に行う修了式に係る進行は委託者が行うものとする。

#### (8) 研修終了後のアンケートの実施及び集計

研修終了後にはアンケートを実施し、その内容を集計し委託者へ報告すること。

#### (9) 研修内容の録画

新型コロナウイルス感染症その他の止むを得ない理由により受講者（講師）が研修会場で受講（講義）できない場合のために、例えば、講師が自宅や研修会場等で講義を行ったものを動画形式で配信（録画）し、受講者が研修会場又は職場等で配信（録画）された映像を視聴することによって受講することができるよう、講師の同意を得ること。

なお、録画された映像は、本研修の修了のために必要な最小限度の範囲で受講者に視聴させることとし、当該視聴と研修内容の保存以外の用途で用いることはない。

研修には演習形式によるものが含まれることから、配信（録画）された動画の視聴をもって修了のための受講を行ったものとするかの可否は委託者が判断する。

#### (10) 業務報告書の作成

業務完了時に以下のものについて紙及び電子データ（Word、Excel、Power Point、PDF 又は協議の上本市が認める形式）で委託者に提出すること。

ア 完了届

イ 業務報告書（研修時の受講者の反応及び終了時のアンケート結果、講師から見た研修の成果等）

ウ 本業務で使用した資料（テキスト・スライド等）一式

エ 研修の様子を撮影した動画（委託者からの指示による）

オ その他、別途、委託者が必要と定めるもの

## **6 契約金額の支払**

契約は総価で行い、業務完了後、委託者は完了届及び業務報告書等によりに検査を行うこととし、検査合格後、一括して支払う。

## **7 その他**

- (1) 本業務で研修終了後に受託者が作成する業務報告書の著作権は、委託者に移転するものとする。なお、業務報告書内で受託者が記載した内容等については、他の研修資料で使用する場合があります。
- (2) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏洩してはならない。
- (3) 受託者は、円滑な業務の実施にあたり、必要な準備、事前の打合せ等を行うこと。
- (4) 業務の履行に関しては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、自動車利用の抑制とエコドライブの推進、省エネルギーの推進、廃棄物の発生・排出抑制、再

使用、再生利用、適正処理、環境法令の遵守に努めること。

- (5) 上記仕様に関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関連し、本業務実施時点での政府や地方自治体の感染拡大防止対策等に基づいて必要となる対応については、委託者、受託者双方協議の上、決定すること。
- (6) その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者、受託者双方協議の上、決定すること。
- (7) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とし、これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者の負担とする。別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

## 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この業務が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。